

水源環境保全・再生に係る市民事業等支援制度スキーム(たたき台)

○補助金交付の対象事業・補助金額等

区分	交付条件			補助金額等						
	活動地域	活動内容	対象団体	対象活動	対象経費	除外経費	補助限度額	補助率	補助期間	備考
実行5か年計画の特別対策事業の市民版活動	県内水源保全地域であること。	・実行5か年計画の9つの水源環境保全・再生に直接的な効果が見込まれる特別対策事業に類する活動であること。 ・実践活動であること。 ・継続性があること。	県外可	森林整備など	研修費用など間接的な経費を含む必要経費(事務所経費など団体の運営に関する経費を除く)	市町村等の補助金及び事業収入等(補助対象から除外する。)	10万円～50万円	10/10	実行5か年計画の期間内	・整備面積に応じた補助を実施 ・(同下)
				河川環境管理など			50万円	10/10	実行5か年計画の期間内	
				その他自然再生活動			50万円	10/10	実行5か年計画の期間内	活動に参加する人の人件費・交通費などで妥当な額を支払う場合はそれも対象とする。
				整備機材等の購入			必要経費	50万円	10/10	
普及啓発、教育活動	県内水源保全地域または、相模川水系・酒匂川水系の県外上流域であること。	・神奈川県民(在勤・在学も含む)を対象とした活動であること。 ・上記1の事業の実践活動を伴う啓発活動等であること。	県外可	体験学習など	活動経費	市町村等の補助金及び事業収入等(補助対象には含めるが、補助額からは除外する。)	20万円	1/2	2年	実践活動を伴わない講演会・シンポジウム・見学会等は対象外とする。
調査研究活動	県内水源保全地域であること。	水源環境の保全・再生に資する活動であること。	活動内容により個別判断する。	水質調査など	活動経費	市町村等の補助金及び事業収入等(補助対象からは除外する。)	50万円	1/2	2年	

※1 団体が複数の事業を行う場合は、会計区分を明確にしたうえで、複数の支援も可能とする。

○対象団体等の条件

- 人以上の団体であり、営利活動・宗教活動・政治活動等でないこと。
ただし、企業が主体の活動は、非営利活動であっても対象外とする。(※企業内部のボランティア団体や労働組合等が主体の活動は対象とする。)
- 実行5か年計画の特別対策事業の市民版事業については、少なくとも3年程度は継続の意思があり、実行可能な状況であること。(申請は毎年度必要)
- 森林等の地権者、管理者等の同意が得られていること。または、同意が得られる見込みがあること。
- 処理や情報公開が明確化されていること。(フォーラム等での発表の義務付けなども検討)

○補助対象外

- 神奈川県以外の補助金・委託金等を運営費に充てている団体は、補助対象外とする。また、事業費に充てている場合は、その事業と補助を受けようとする事業との会計を明確に区分でき、対象事業に神奈川県以外の補助金・委託金等がない場合に限る。
- 市町村から、水源環境保全・再生市町村交付金の対象事業として補助を受けている団体は、対象外とする。